

第70号議案

ふじみ野市下水道条例の一部を改正する条例

ふじみ野市下水道条例（平成17年ふじみ野市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第10号中「第6条第4号」を「第6条第5号」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）附則第1条本文に規定する日から施行する。

令和3年8月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市下水道条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。